

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	13	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、市町村が定める基本構想に基づいて、市町村が農用地等の権利の設定・移転について権利者全員の同意を得て、農用地等の貸借・売買等を明らかにした農用地利用集積計画を農業委員会の決定を経て作成し、これを公告すれば、農用地等の権利の設定・移転の効果が生じる。 ・特例措置の内容 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）によって農用地区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、①取得土地が農用地区域内にある場合は、取得土地価格の1/3相当額を控除、②農用地区域内にある土地の交換による取得の場合は、交換により失った土地価格と取得土地価格の1/3相当額のいずれが多い額を控除する特例措置が講じられる。 ・要望の内容 適用期限の2年延長 		
関係条文	地方税法附則第11条第1項		
減収 見込額	[初年度] - (▲52)	[平年度] - (▲52)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、農業経営基盤強化促進法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものである。今後とも農地の利用集積を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農地取得の際の初期投資を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。</p> <p>② 意欲ある担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等にて次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。</p> <p>イ 食料・農業・農村基本法第23条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>ウ 農業経営基盤強化促進法第31条 国及び都道府県は、前条第一項に規定するこの法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	-		
		ページ	13 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用される。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間延長
	同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地の面積を 28 万 ha 拡大する。
	政策目標の達成状況	平成 27 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 52.3%にとどまっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	(平成 29 年度見込み) 適用件数：10,081
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成 29 年度の農地の有償所有権移転見込面積（約 2.9 万 ha）のうち、利用権設定等促進事業における移転見込面積（約 2.0 万 ha）の占める割合は約 69%となる見込み。 また、平成 29 年度の利用権設定等促進事業による有償所有権移転見込件数（約 12 千件）のうち、本特例措置の適用となる件数は約 1 万件となる見込み。 ※平成 29 年度の見込みは、平成 22 年度～平成 26 年度の実績から推計。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（登録免許税） ・特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（農用地区域内における農地等の買換え）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進する大きなインセンティブとなるものであり、また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。</p> <p>なお、本特例措置の適用対象は、市町村が作成する公的な計画に基づく土地の譲渡であって、かつ、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、必要最小限の措置となっている。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	適用実績					
	区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	件 数	10,131	9,205	9,803	10,623	10,645
	減税額 (百万円)	56	46	54	52	52
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類 課税標準 (不動産の価格)					
	② 適用実績					
		25 年度	26 年度			
	適用総額 (千円)	1,727,256	1,727,658			
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>平成 26 年度の農地の有償所有権移転面積 (約 2.8 万 ha) のうち、利用権設定等促進事業による移転面積 (約 2.0 万 ha) の占める割合は約 70%となっている。</p> <p>また、利用権設定等促進事業による有償所有権移転件数 (H26 : 12,514 件) のうち、10,645 件 (85%) が本特例措置の適用対象となっている。</p>					
前回要望時の達成目標	今後 10 年間で、全農地面積の 8 割 (現状約 5 割) が担い手によって利用されることを目標とする。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 27 年度末における担い手への集積率は 52.3%にとどまる。 これは、前回要望時の達成目標は平成 35 年度に向けたものであるためである。					
これまでの要望経緯	昭和 56 年に特例措置が認められて以来、2 年ごとに適用期限の延長を要望					
ページ	1 3 — 3					